

神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部 本部員会議（第1回）

日時：令和2年5月27日(水)13:30～

場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部
- 市長部

2. 市長指示

3. 対応方針

- 健康部
- こども家庭部
- 文化スポーツ部
- 危機管理部

4. その他

- 熱中症警戒本部の設置について（健康部、消防部）
- 危機管理部

緊急事態宣言解除に伴う神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置

1. 概要

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく政府の緊急事態宣言が5月25日に解除された。

緊急事態宣言の解除後においても、引き続き、基本的な感染防止策の徹底等を継続するほか、感染の状況等を監視し、迅速かつ適切に感染防止の取り組みを行うなど、必要な警戒体制を維持・継続するため、新たに「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置する。

2. 神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部について

(1) 会議体名称

神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部

(2) 構成員

市長、副市長、教育長、消防長、各局室区長

(神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部の構成員と同様)

(3) 主な役割

- 基本的な感染対策の継続等、感染拡大予防策の周知
- 感染状況の継続的把握、確認
- 感染拡大の防止と社会経済活動の維持・両立

(4) 会議体の設置・移行について

再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められる場合は、速やかに対策本部へ移行の上、強い感染拡大防止対策等を講じていく。

神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部設置要綱

令和2年5月27日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）」第34条に基づき緊急事態宣言の解除後においても引き続き、感染防止策の徹底や、感染状況の継続的把握など必要な警戒体制を継続するために設置する、「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部（以下、「市警戒本部」という。）」について、必要な事項を定めることとする。

(組織)

第2条 市警戒本部長は、市警戒本部の事務を総括する。

2 副本部長は、市警戒本部長を助け、市警戒本部の事務を整理する。

3 本部員(副本部長を除く。)は、市警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する。

4 市警戒本部に市警戒本部長、副本部長及び本部員のほか、これらの者の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(本部職員)

第3条 市警戒本部の職員は、本部長、副本部長、本部員及びその他の本部職員とし、本市の職員をもって充てる。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、消防長、危機管理監並びに各局室区長、行政委員会の事務局、監査事務局及び市会事務局の長をもって充てる。

(役割)

第4条 基本的な感染防止対策の徹底等の継続や、感染状況等を継続的に把握、監視し、感染拡大予防策の周知を行う。

2 感染拡大の防止と、社会経済活動の維持と両立を図り、迅速かつ適切に感染防止の取り組みを行う。

(会議)

第5条 市警戒本部長は、市警戒本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市警戒本部の会議を招集する。

2 再度、感染が拡大し、市内でまん延の恐れがあると認められる場合または、法第34条第1項の規定に基づく場合は、速やかに「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行の上、強い感染拡大防止対策を講じていく。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市警戒本部に関し必要な事項は、市警戒本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

感染状況の変化に対応した 神戸市の体制整備の考え方



体制

神戸市
新型コロナウイルス
感染症対策本部

神戸市
新型コロナウイルス
感染症警戒本部

令和2年5月27日

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく政府の緊急事態宣言が5月25日に解除された。

今回の新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点も多く、治療法やワクチンも確立していないことから、今後も感染拡大のリスクが存在する。このため、感染状況等を継続的に監視するとともに、再度の感染拡大期に備え、医療提供体制の確保など万全の準備を進めることが必要である。

一方で、これからの感染警戒期においては、「新しい生活様式」を定着させながら、市民生活や経済活動をできる限り回復させなければならない。

このため、緊急事態宣言の解除後においても、本市においては、新たに「神戸市 with コロナ対応戦略」を策定し、神戸市の施策のあり方を「with コロナ」の時代に対応したものへと転換させていくとともに、「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置し、必要な警戒体制を維持・継続することとし、当面、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大期に十分対応することができるよう、最大でICUなどの重症者病床を含む病床（120床）を確保できる体制を構築するほか、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設についても必要室数が速やかに確保できるようにするなど万全の準備を進める。

また、市民からの電話相談に対応するための「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」を継続して設置することとするほか、帰国者・接触者外来における感染症が疑われる患者への外来医療をはじめ、市中の医療機関との緊密な連携による適切な医療提供体制を維持する。

あわせて、感染症以外の疾患等に対する医療機能の確保にも努める。

今後、高齢者を中心に気温上昇に伴う熱中症の増加が懸念されるが、新型コロナウイルス感染症の医療救急体制を確保するためにも、これまでよりもさらに徹底した熱中症予防対策が必要となる。このため、市長を本部長とする神戸市熱中症対策本部を設置するとともに、「神戸市熱中症警戒宣言」を発出し、十分な水分補給や冷房使用の徹底した呼びかけ、公共施設における給水機の設置、学校におけるスポットクーラーの増設などの対策を講ずる。

また、医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を整備する。

2. サーベイランス・情報収集体制の確保

市中の新たな感染拡大の兆しを早期に把握するため、市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関の設置や市医師会による検査センターの設置等により、一日最大 450 検体を超える PCR 検査体制を確保し、これまでの検査対象に加え、重症化、院内感染予防のための積極的 PCR 検査を行える体制を構築する。あわせて、国の動向等を踏まえ、抗原検査による迅速診断の活用の検討を行う。

これまでの市内の感染状況を把握するため、抗体検査についても関係機関と連携しながら検討を進める。

医療機関や高齢者・障害者施設など感染クラスターが発生するリスクの高い施設については、感染防止策の徹底とともに、施設内での感染発生等の早期の覚知・対応体制を構築する。

3. 感染拡大予防の取り組みの周知

「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着が図られるよう市民・事業者呼びかける。

在宅勤務を引き続き推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの推進や業種毎のガイドラインに沿った、職場における感染防止のための取り組みを呼びかける。

4. 市立学校園の再開

市立学校園については、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開する。再開当初2週間（特別支援学校は4週間）は、慣らし期間を設定し、分散登校を実施する。

臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保のため、夏季休業期間等を短縮し授業日を設定するとともに、時間割編成の工夫や行事の見直しを行う。なお、夏季休業期間は下記のとおりとする。

- ・幼稚園 ; 7月22日から8月23日まで
- ・小学校・義務教育学校前期課程・特別支援学校 ; 7月23日から8月17日まで
- ・中学校・義務教育学校後期課程・高等学校 ; 8月1日から8月17日まで
- ・高等専門学校 ; 8月11日から8月30日まで

5. 保育所・学童保育施設等の通常保育の再開

保育所・学童保育施設等については、6月1日から可能な限り家庭保育を要請しつつ、6月中旬をめどに通常運営へ移行する。

6. 経済対策の実施

補正予算（第1弾）で編成した事業を順次実施し、経済活動の急速な縮小により疲弊している市内事業者への早期支援を全力で進める。

（主なもの）

- ① オーナーによる中小企業の店舗の家賃軽減を促すための「店舗家賃負担軽減補助金（最大200万円）」について、5月19日から申請受付を開始（オンライン申請は5月29日から）。
- ② 中小企業が事業継続や売上向上のために行う新たな取り組みに対する「チャレンジ支援補助金（最大100万円）」について、5月19日から相談受付を開始。申請受付は6月8日に開始。

また、持続化給付金については、市内事業者に周知徹底し、確実に受給できるよう全力で支援する。

今後、国の補正予算に対応し、市としても新型コロナウイルス感染症対策補正予算（第2弾）を速やかに編成し、感染症拡大予防のための新しい生活様式の徹底等、社会の変化に対応した効果的な事業者支援に取り組む。

7. 市有施設等の再開

市立図書館については、5月29日から、感染防止のため必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止、30分以内の館内滞在、年代区分による入館時間帯の設定など当分の間サービスの一部を制限して開館する。さらに6月16日から、利用人数を制限した閲覧室の利用や新聞・最新号雑誌の閲覧再開など全館でサービス制限を緩和する。

博物館・美術館については、当面の間、現在の対応を継続するが、順次サービス制限の緩和を進める。

屋内運動施設等については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して6月1日から順次再開する。

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、6月1日から、100人以下、かつ収容人員の半分以下の利用に限り利用を再開するとともに、6月19日からは、この制限を1,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和する。その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安（別紙1参照）を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討する。

その他の市有施設については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して5月23日以降、順次再開する。

8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、6月1日から以下の基準に合致するものに限り実施する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で100人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- ・ 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できるもの

また、6月19日からは、この制限を以下の基準に緩和する。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で1,000人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- ・ 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、1,000人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できるもの

その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安（別紙1参照）を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討する。

その他のイベントや会議等についても、同様にイベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえた開催を呼びかけるとともに、各段階の一定規模以上の催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

9. 市営地下鉄・市バスの運行

市営地下鉄・市バスについて、業種毎に定められた新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえ、感染防止対策を講じる。

10. 庁内勤務体制等について

web会議や在宅勤務、フレックスタイム制のさらなる活用など、人との接触を低減する取り組みを継続するとともに、各職場における感染予防対策の徹底を図る。

また、今後の感染再拡大や複合災害に備え、必要な備蓄物資の確保を図るほか、市民への備蓄品の準備を呼びかける。

災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図るほか、配慮を要する避難者の不安解消を図るため、妊産婦

や重症心身障害者等が避難所に代えてホテル等宿泊施設へ避難する場合の宿泊費助成制度を新設する。

市民の皆さまへ（市長メッセージ）

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく政府の緊急事態宣言が5月25日に解除されました。

今回の新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点も多く、治療法やワクチンも確立していないことから、今後も感染拡大のリスクが存在します。このため、感染状況等を継続的に監視するとともに、再度の感染拡大期に備え、医療提供体制の確保など万全の準備を進めることが必要と考えます。

一方で、これからの感染警戒期においては、「新しい生活様式」を定着させながら、市民生活や経済活動をできる限り回復させなければなりません。

このため、緊急事態宣言の解除後においても、本市においては、新たに「神戸市 with コロナ対応戦略」を策定し、神戸市の施策のあり方を「with コロナ」の時代に対応したものへと転換させていくとともに、「神戸市新型コロナウイルス感染症警戒本部」を設置し、必要な警戒体制を維持・継続することとし、当面、以下の措置を講じてまいります。

1. 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大期に十分対応するこ

とができるよう、最大で I C U などの重症者病床を含む病床(120 床)を確保できる体制を構築するほか、軽症あるいは無症状の患者に対応するための宿泊療養施設についても必要室数が速やかに確保できるようにするなど万全の準備を進めます。

また、帰国者・接触者外来と神戸市電話相談窓口等については、引き続き継続して行います。

今後、高齢者を中心に気温上昇に伴う熱中症の増加が懸念されますが、新型コロナウイルス感染症の医療救急体制を確保するためにも、これまでよりもさらに徹底した熱中症予防対策が必要となります。このため、市長を本部長とする神戸市熱中症対策本部を設置するとともに、「神戸市熱中症警戒宣言」を発出し、十分な水分補給や冷房使用の徹底した呼びかけ、公共施設における給水機の設置、学校におけるスポットクーラーの増設などの対策を講じます。

また、医療従事者や感染者、その家族に対する不当な偏見や差別を防止するための啓発を進めるとともに、相談体制を整備します。

2. サーベイランス・情報収集体制の確保

市中の新たな感染拡大の兆しを早期に把握するため、市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関の設置や市医師会による検査センターの設置等により、一日最大 450 検体を超える PCR 検査体制を確保し、これまでの検査対象に加え、重症化、院内感染予防のた

めの積極的 PCR 検査を行える体制を構築します。あわせて、国の動向等を踏まえ、抗原検査による迅速診断の活用の検討を行います。

これまでの市内の感染状況を把握するため、抗体検査についても関係機関と連携しながら検討を進めます。

医療機関や高齢者・障害者施設など感染クラスターが発生するリスクの高い施設については、感染防止策の徹底とともに、施設内での感染発生等の早期の覚知・対応体制を構築します。

3. 感染拡大予防の取り組みの周知

「3つの密」を避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染対策など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着が図られるよう市民・事業者呼びかけます。

在宅勤務を引き続き推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みの推進や業種毎のガイドラインに沿った、職場における感染防止のための取り組みを呼びかけます。

4. 市立学校園の再開

市立学校園については、6月1日から感染防止対策を徹底した上で再開します。再開当初2週間（特別支援学校は4週間）は、慣らし

(主なもの)

① オーナーによる中小企業の店舗の家賃軽減を促すための「店舗家賃負担軽減補助金（最大 200 万円）」について、5 月 19 日から申請受付を開始（オンライン申請は 5 月 29 日から）。

② 中小企業が事業継続や売上向上のために行う新たな取り組みに対する「チャレンジ支援補助金（最大 100 万円）」について、5 月 19 日から相談受付を開始。申請受付は 6 月 8 日に開始。

また、持続化給付金については、市内事業者に周知徹底し、確実に受給できるよう全力で支援します。

今後も、国の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対策補正予算（第 2 弾）を編成し、感染症拡大予防のための新しい生活様式の徹底等、社会の変化に対応した効果的な事業者支援に取り組みます。

7. 市有施設等の再開

市立図書館については、5 月 29 日から、感染防止のため必要な措置を講じた上、閲覧室・座席の利用の禁止、30 分以内の館内滞在、年代区分による入館時間帯の設定など当分の間サービスの一部を制限して開館します。さらに 6 月 16 日から、利用人数を制限した閲覧室の利用や新聞・最新号雑誌の閲覧再開など全館でサービス制限を緩和します。

博物館・美術館については、当面の間、現在の対応を継続するが、順次サービス制限の緩和を進めます。

屋内運動施設等については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して6月1日から順次再開します。

神戸文化ホール、神戸国際会議場、神戸国際展示場については、感染防止のため必要な措置を講じた上、6月1日から、100人以下、かつ収容人員の半分以下の利用に限り利用を再開するとともに、6月19日からは、この制限を1,000人以下、かつ収容人員の半分以下に緩和します。その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討します。

その他の市有施設については、感染防止のため必要な措置を講じた上、サービスの一部を制限して5月23日以降、順次再開します。

8. イベント等について

市主催イベントや会議等については、6月1日から以下の基準に合致するものに限り実施します。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で100人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- ・ 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を

講じた上で、200 人以下、かつ人と人との距離（できるだけ 2 m）を十分に確保できるもの

また、6 月 19 日からは、この制限を以下の基準に緩和します。

- ・ 屋内のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で 1,000 人以下、かつ収容人員の半分以下の参加人数であるもの
- ・ 屋外のイベント・会議等のうち、感染防止のため必要な措置を講じた上で、1,000 人以下、かつ人と人との距離（できるだけ 2 m）を十分に確保できるもの

その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安（別紙 1 参照）を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討します。

その他のイベントや会議等についても、同様にイベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえた開催を呼びかけるとともに、各段階の一定規模以上の催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めます。

9. 市営地下鉄・市バスの運行

市営地下鉄・市バスについて、業種毎に定められた新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえ、感染防止対策を講じます。

10. 庁内勤務体制等について

web 会議や在宅勤務、フレックスタイム制のさらなる活用など、人との接触を低減する取り組みを継続するとともに、各職場における感染予防対策の徹底を図ります。

また、今後の感染再拡大や複合災害に備え、必要な備蓄物資の確保を図るほか、市民への備蓄品の準備を呼びかけます。

災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図るほか、配慮を要する避難者の不安解消を図るため、妊産婦や重症心身障害者等が避難所に代えてホテル等宿泊施設へ避難する場合の宿泊費助成制度を新設します。

市民・事業者のみなさまには、再度の感染拡大に備えた息の長い、持続的な対策が必要であることから、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着や業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践について、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年5月27日

神戸市長 久元 喜造

熱中症対策の実施について

withコロナで初めて迎える夏の季節

熱中症になりやすい

外出
自粛

気温上昇に
体が適応できない

運動不足による
筋肉量の低下

マスク
着用

熱放散が
妨げられる

医療救急体制の
逼迫が懸念

熱中症が重症化

呼吸状態悪化や
意識低下

新型コロナウイルス
感染症と判別できない

例年以上に
熱中症対策
が必要

熱中症対策本部の設置

5/27 [水]

熱中症対策本部の設置

↓
市長を本部長として、各局室区長を本部員とする
「熱中症対策本部」を本日設置し、
熱中症対策本部員会議を開催。

5/27 [水]

神戸市熱中症警戒宣言を発出

熱中症対策の取り組み



区役所・支所、公共施設への
ウォーターサーバー設置 [100ヶ所]



熱中症防止キャンペーンの実施
ポスター・デジタルサイネージ・
ホームページなど



PR協力店での「PRのぼり」設置



スポットクーラーを
各小中学校に2～3台配備

必要経費

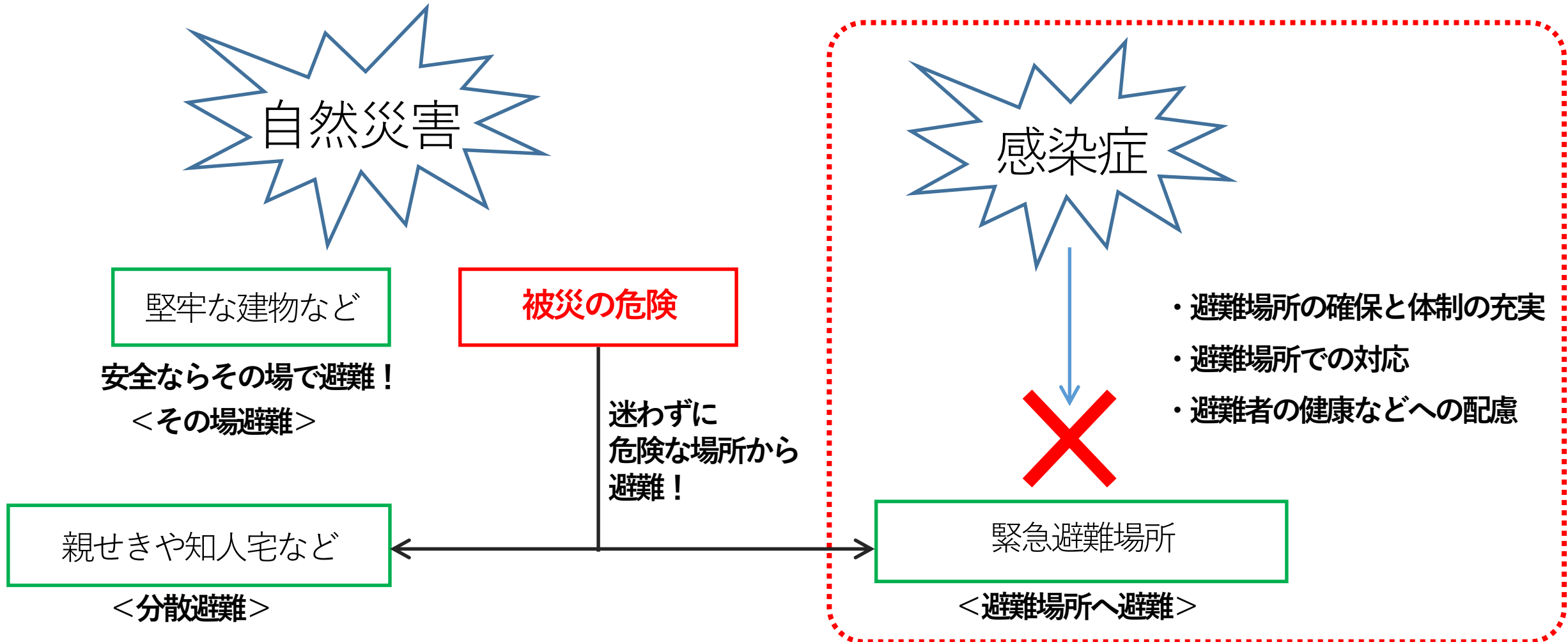
約**1.4**億円

6月補正予算
に計上予定

「新型コロナウイルス感染症」の 流行時における 大雨・台風への避難の対応方針

空白 (ページ調整)

大雨・台風と感染症の2つの危機に備える



自宅が安全な場合は（堅牢な建物の上階など）

その場避難

- ・ 自宅内の安全な場所で避難
- ・ 食料などの家庭内備蓄や必要な物を準備しましょう

親せきや知人宅など安全な場所がある場合は

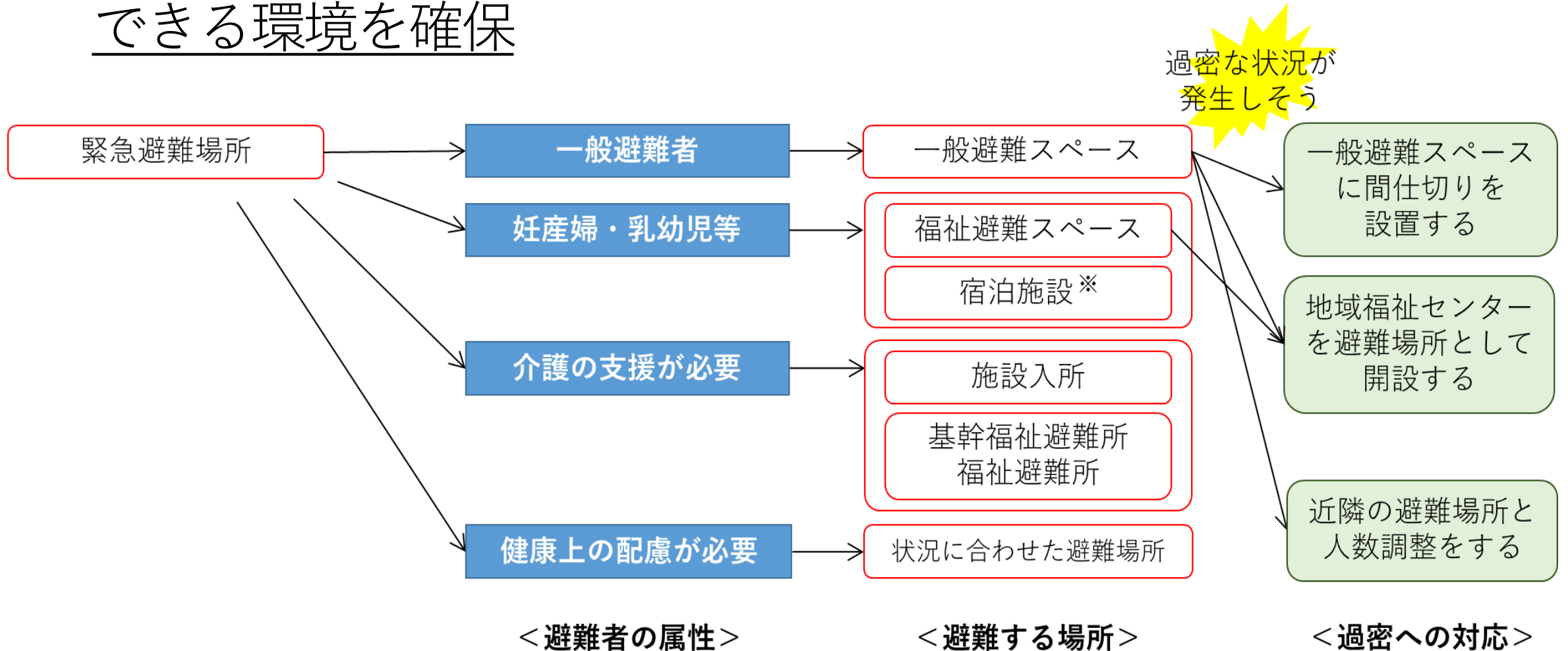
分散避難

- ・ あらかじめ相談しておき、マスク、体温計、消毒液、非常時持ち出し品を準備しましょう

※ 在宅避難する避難者に向け、随時、あらゆるツールで情報発信をします

避難場所の確保と体制の充実

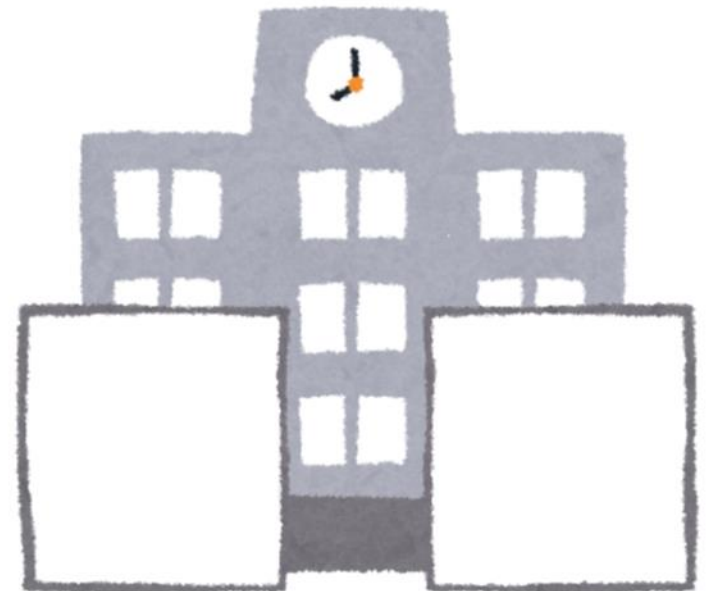
1. 避難状況に応じて必要な避難場所を開設し、安心して避難できる環境を確保



2. 避難場所の運営体制の充実

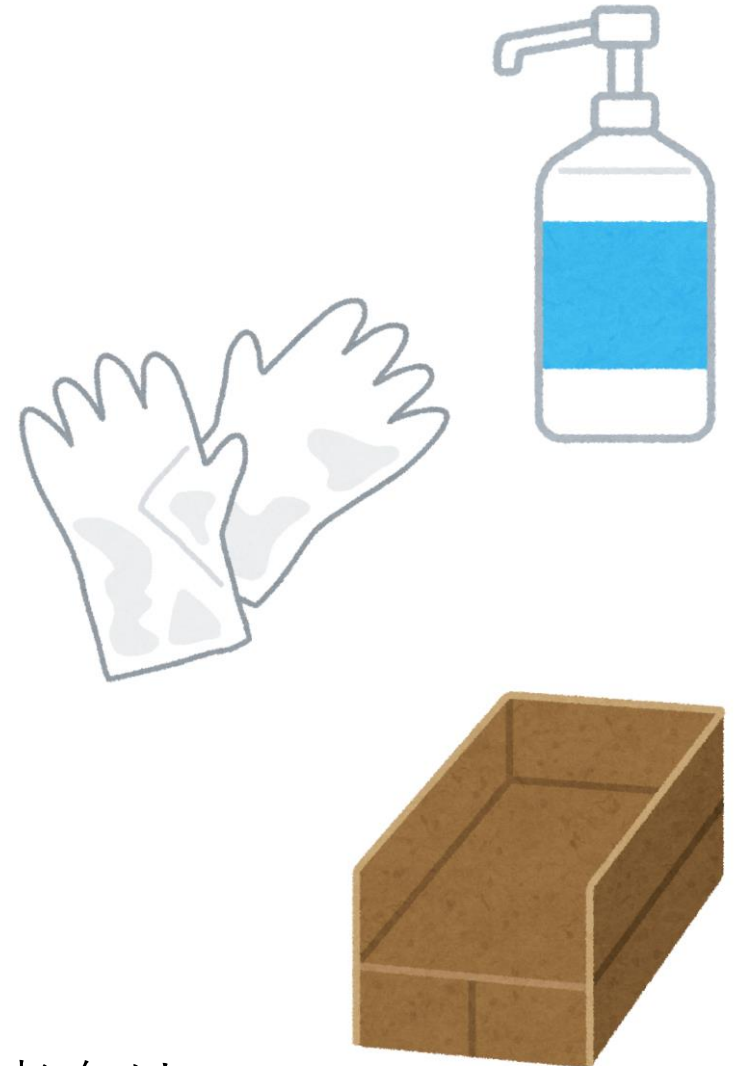
庁内カウンターパート制による運営人員の確保

職員用の「感染症対策 運営マニュアル」を配布し対応を図る

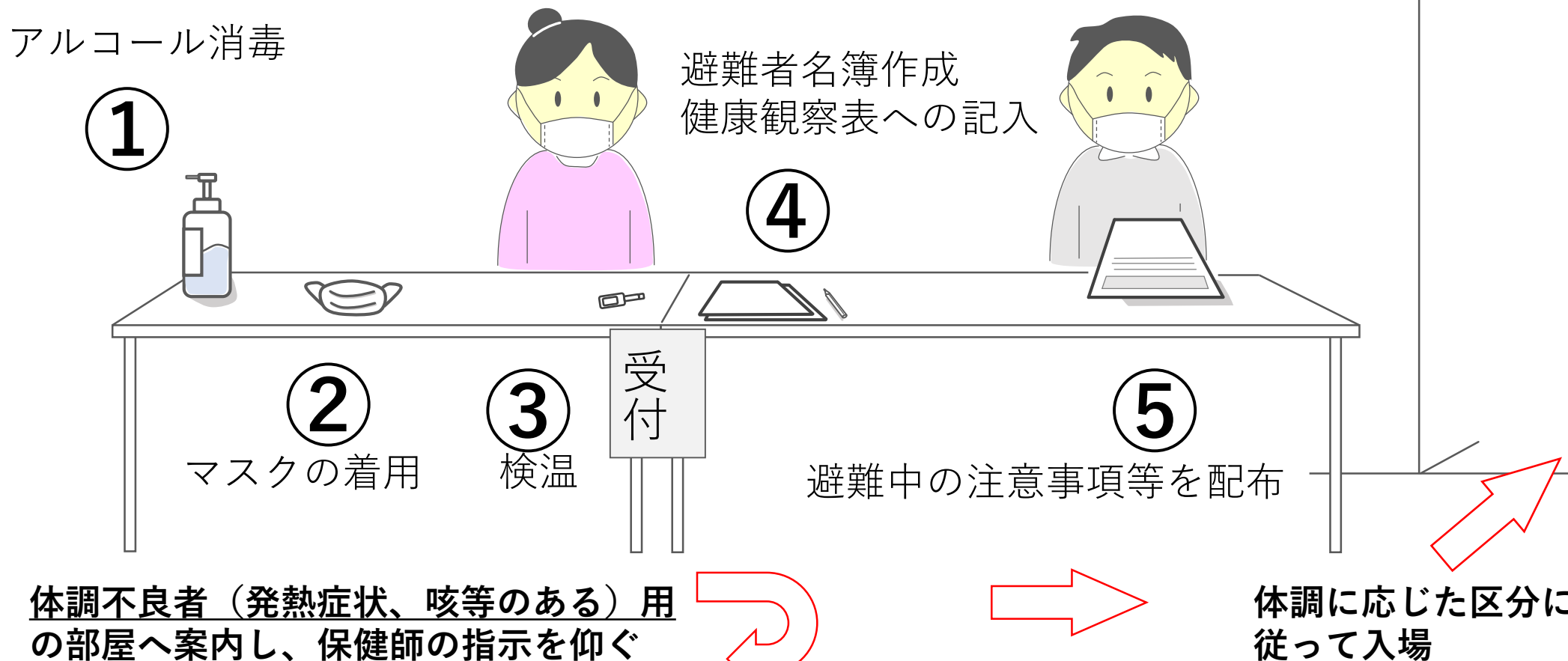


3. 衛生資材等の配備

- ◇ 手指消毒液 → こまめな消毒
- ◇ 体温計 → 健康管理（受付時）
- ◇ マスク → 持参していない避難者に配布
- ◇ 間仕切り → 過密時に使用
- ◇ 養生テープ → 区画のレイアウト
- ◇ 清掃用消毒液 → ドアレバー等の共用部分消毒
- ◇ 不織布タオル → 清掃・消毒
- ◇ 使い捨て手袋・エプロン → 清掃・消毒
- ◇ アルミマット、段ボールベッド → 主に要配慮者向け

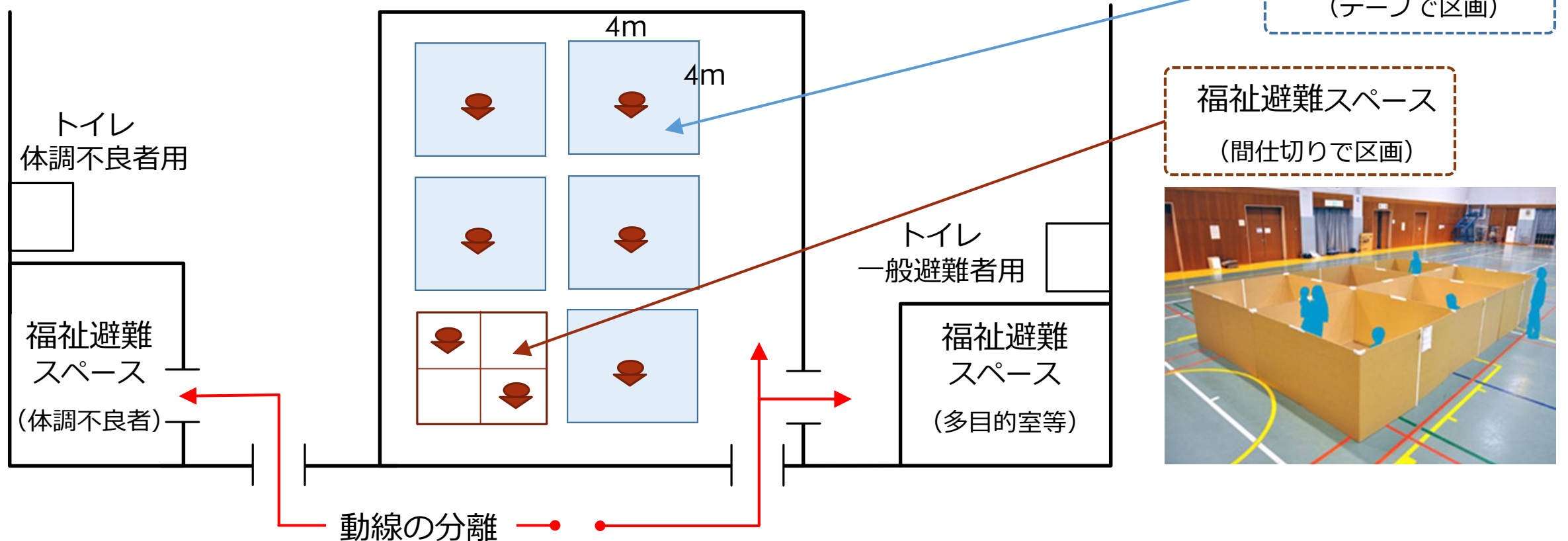


1. 受け入れ時の検温・健康観察の実施



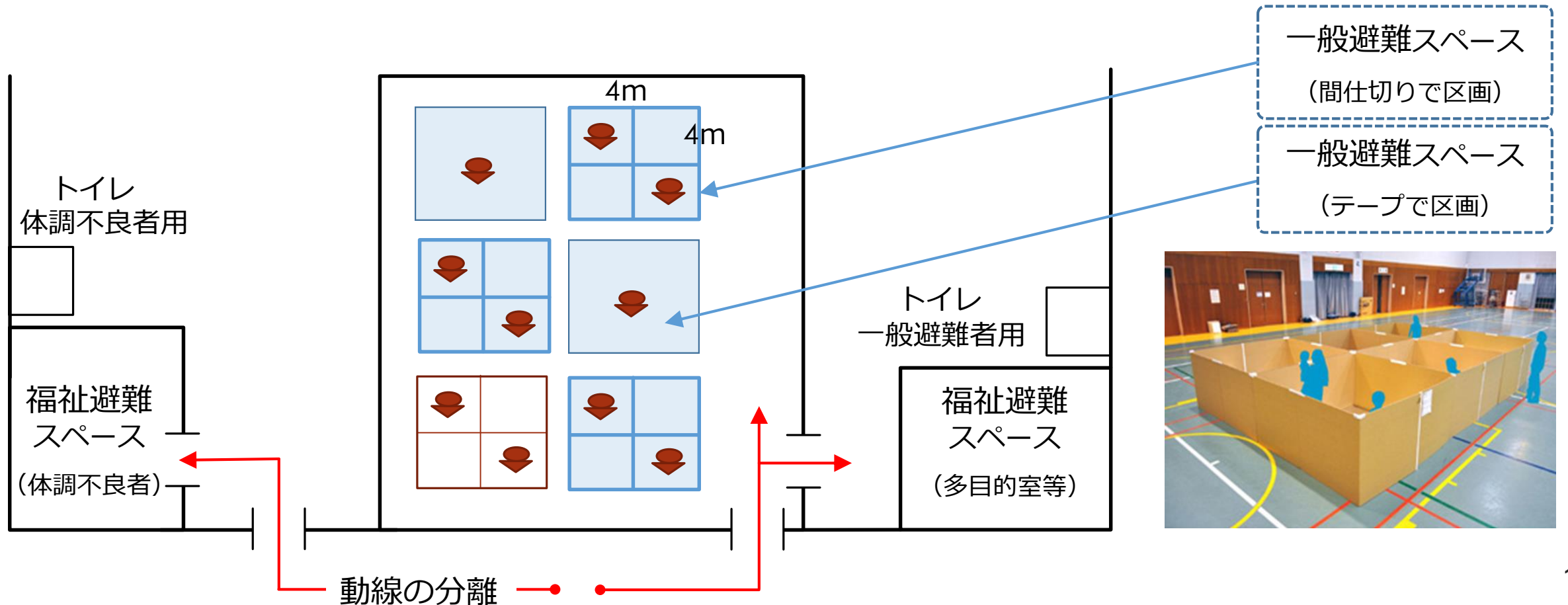
2. 避難スペースのレイアウト

【フェーズ1】 空間全体を使って、占有面積が16 (㎡ / 1人) 以上となるよう区画



2. 避難スペースのレイアウト

【フェーズ2】 さらに狭くなる受入れ状態が発生した際は、間仕切り（2m×2m）で区画



3. 避難場所内の感染予防の徹底

◇ 手洗いやうがい、咳エチケット、マスク等の着用

→ 感染予防ポスターの掲示、注意書きの配布、マスクのない避難者へのマスク配布

◇ 手指消毒の実施（ハンドジェルを入口・トイレ前に設置）

→ 来所時等、適宜、手指消毒を行うよう促す。

◇ 手指がよく触れる共用部分の清掃

→ 清掃用消毒液を浸したペーパータオルでふき取る。

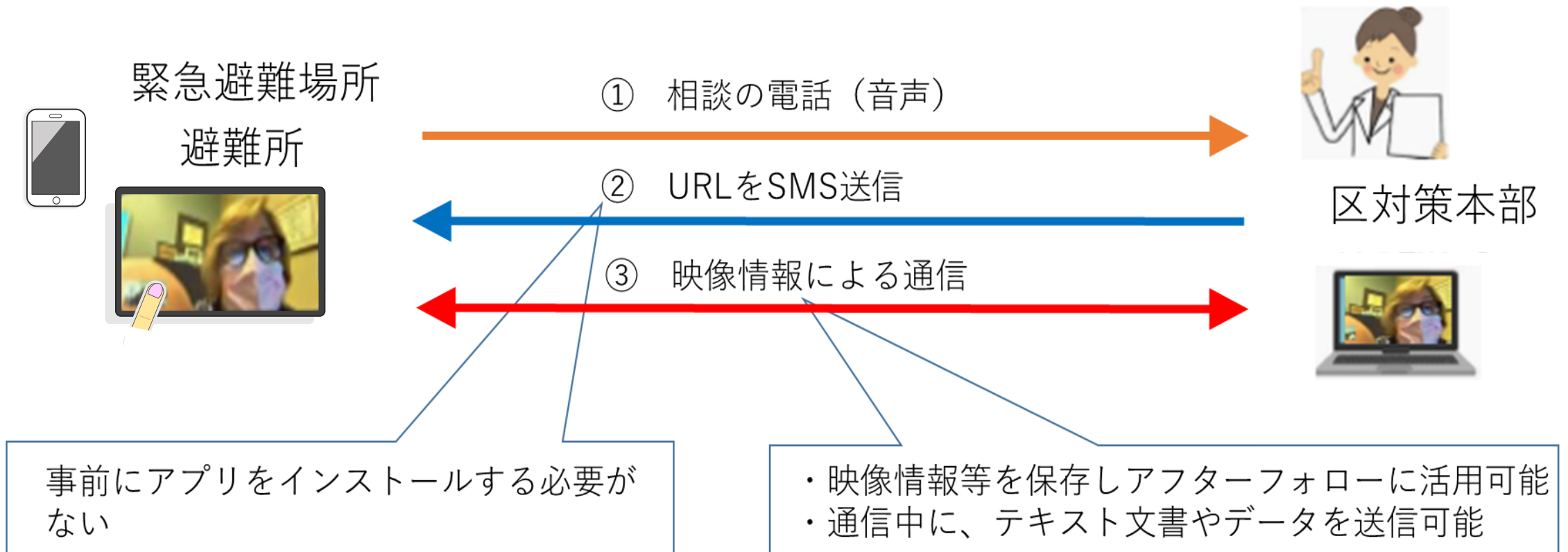
◇ 十分な換気の実施

→ 入口はなるべく開放し、通風の確保と定期的な換気



ICTを活用したリモート健康相談

避難所職員や保健班と、区本部とを結び、円滑な支援をサポートするシステムの導入



避難者の健康などへの配慮

ホテル・旅館などの宿泊施設へ避難する場合の宿泊費を助成

まずは、事前登録の申請（郵送またはメール）



住まいの構造、ハザードマップ、健康状況などをヒアリングし、対象者の判定

判定の上、避難対象者として事前登録・結果を通知



避難情報が出たらホテル・旅館などへ避難



- ① 一旦実費を支払いチェックアウト
- ② 申請様式に必要事項を記載し、市に助成申請
- ③ 申請の振り込み口座へ振り込み

<住まいの要件>

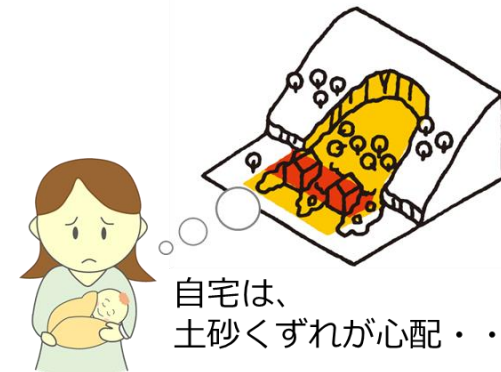
市内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン・レッドゾーン）内、または、北区および西区の河川浸水想定区域内にお住まいの方

<属性の要件>

- ① 妊娠中の方
- ② 乳児（1歳未満）を養育中の方
- ③ 重症心身障害児者とその介護者の方

※ 同一世帯の方が同行避難する場合は、その世帯の方も対象

※ ひとり 7千円/泊 を上限



避難場所は感染症が心配...



既往症のある方・介護の支援が必要な方

- ・必要に応じて、避難場所内に福祉避難スペースを設置します
- ・地域福祉センターの開設など臨機に対応します

濃厚接触者で健康観察中や退院後の自宅療養中の方

- ・保健師が個別に対応していきます

発熱症状や咳等がある体調不良者

- ・避難場所内に福祉避難スペースを設置します

自宅は安全？ あらかじめ確認を！

「くらしの防災ガイド」等で自宅の危険を確認

- ・ 土砂災害（特別）警戒区域
- ・ 河川浸水想定区域
- ・ 台風による高潮（潮位や満潮時間などに注意）



緊急避難場所へ行く必要があるかわからないときは

災害テレフォンセンターにお問い合わせください

電話：0570-078-500（6月中旬に開設予定）

① 地域の危険性や避難の方法を再確認

くらしの防災ガイド（ハザードマップ）・避難先・避難経路を再確認しよう！

② 家族や知人でルールを決めておこう

いざの時の避難先や連絡方法を話し合おう！ 「ひょうご防災ネット」への加入を！

③ 備蓄や持出品を準備

感染症予防の持出品も準備しよう！

④ 家庭内防災に取り組もう

安全な場合は自宅などで避難できるようすまいの備えを！

